

熊本市宿泊税制度周知業務委託提案書等審査基準

熊本市宿泊税制度周知業務委託における契約候補者の選定に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 熊本市宿泊税制度周知業務委託業者選定委員会設置要綱に基づく、熊本市宿泊税制度周知業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、評価項目ごとの配点の合計点を競う「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書受付時に熊本市財政局税務部税制課（以下「事務局」という。）にて提示金額が提案上限額以内であるかを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合には、提案を無効として、その提案書は審査から除外する。
- (2) 委員会の委員（以下「委員」という。）は提案書の記載内容を確認する。
- (3) 委員会にて提案者からのヒアリングを実施する。
- (4) 委員は、「3 審査項目」に示した項目ごとに評価する。
- (5) 事務局は、(4)において、委員が評価した点数の合計点を提案者の得点とする。

3 審査項目

別紙「審査項目」参照

4 契約候補者の選定

- (1) 審査の結果、各委員の得点の合計が最も高い提案者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として選定する。
- (2) 複数の提案者が同点の場合には、審査項目に示す「評価項目」の「提案に対する評価」の各項目の合計点数が高い者を上位とする。「提案に対する評価」の各項目の合計点数も同じ場合は、「提案に対する評価（広報手法の創造性と活用）」の点数が高い者を上位とする。「提案に対する評価（広報手法の創造性と活用）」の点数も同じ場合は、くじにより契約候補者を選定する。
- (3) いずれの提案も合計得点が満点の5割未満の場合には、要求する水準に満たないものとして契約候補者の選定に至らないものとする。
- (4) 提案者が一者の場合は、合計得点が満点の5割以上であれば、契約候補者として選定するものとする。

別紙 審査項目

	評価項目	評価のポイント	評価基準		配点
基 本 的 事 項	業務実施体制	○ 業務を円滑に運営できる人員配置・役割分担・組織体制となっているか。 (評価基準) A 評価 …統括責任者が実務経験年数を 5 年以上有し、かつ担当者のうち少なくとも 1 人が実務経験年数を 3 年以上有する。 B 評価 …統括責任者が実務経験年数を 3 年以上有する。 C 評価 …統括責任者の実務経験年数が 3 年未満である。	A 評価	5	25 点 (5 点×5 人)
			B 評価	3	
			C 評価	1	
	スケジュール	○ 基本仕様書の内容を踏まえ、各業務の準備段階を含めたタスク管理が適切に行われ、無理なく効果的に実施が可能なスケジュールとなっているか。	A 評価	4～5	25 点 (5 点×5 人)
			B 評価	2～3	
			C 評価	1	
	実績	○ 本業務を遂行する上で、有益となる過去の類似業務等の実績を有しているか。 (評価基準) A 評価…同種業務の実績が 2 件以上ある。 B 評価…同種業務の実績が 1 件ある。 C 評価…同種業務の実績がない。	A 評価	10	50 点 (10 点×5 人)
			B 評価	5	
			C 評価	1	
提 案 に 対 す る 評 価	ターゲット への訴求力	○ ターゲット層に効果的に訴求できるアイデアや手法が含まれているか。 ○ ターゲット層に応じた広報方法の提案があるか。	A 評価	21～25	125 点 (25 点×5 人)
			B 評価	16～20	
			C 評価	11～15	
			D 評価	6～10	
			E 評価	1～5	
	広報手法の 創造性と活用	○ 新たな広報物や媒体（動画、SNS 広告等）の活用が魅力的か。 ○ 広報効果が高い媒体（デジタルサイネージ、主要駅掲示物等）を的確に選定しているか。	A 評価	25～30	150 点 (30 点×5 人)
			B 評価	19～24	
			C 評価	13～18	
			D 評価	7～12	
			E 評価	1～6	
	効果	○ 国内外からの宿泊客や市民に対して、広報効果が持続しやすい内容であるか。 ○ 宿泊税への理解促進につながる効果が期待できるか。 ○ 費用に見合う広報効果を生み出す提案内容か。	A 評価	21～25	125 点 (25 点×5 人)
			B 評価	16～20	
			C 評価	11～15	
			D 評価	6～10	
			E 評価	1～5	
合 計					500 点 (100 点×5 人)

※ 「基本的事項」は、業務全般について、「提案に対する評価」は、基本仕様書「4 業務内容」「(2)宿泊税制度の周知広報」について評価するもの。